平成２３年（フ）第２１９６号
神奈川県茅ヶ崎市今宿868番地28
債務者　宮本　信一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２５４号
横浜市旭区金が谷２丁目１番14―404号
債務者　板垣　邦男
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３号
島根県益田市白上町イ688番地１、前住所島根県益田市高津町イ2543番地31
債務者　岡崎　　進
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１４号
島根県益田市白上町イ1012番地１、前住所島根県益田市白上町イ688番地１
債務者　岡崎　初美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第９６３号
東京都青梅市河辺町８丁目９番地の４アーベント河辺315号室
債務者　大野　雅一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１００３号
東京都西東京市芝久保町４丁目25番１―306号
債務者　田中　　彰
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２５号
釧路市緑ケ岡１丁目15番1106号　パークサイドＯ―107号、住民票上の住所釧路市緑ケ岡１丁目15番1106号
債務者　米澤　昭司
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５５９号
川崎市多摩区宿河原４丁目26番16号　サンシティハイツ203、前住所川崎市多摩区宿河原４丁目30番23―102号　サンレジデンス
債務者　太田　博道
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
愛知県豊田市朝日町１丁目１番地１　県営宮口上住宅16棟109号
債務者　丸山　理絵
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
岡山市北区吉備津1016番地28
債務者　山下　光彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４号
岡山県倉敷市児島柳田町1039番地
債務者　藤田　　哲
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９７号
岡山市南区大福684番地８
債務者　加藤美知子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２２号
岡山市南区大福684番地８
債務者　加藤　忠義
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１８号
岡山市東区中川町591番地12　Ａ―101
債務者　田村　　愛
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等の期日

平成２１年（フ）第５７４号
横浜市緑区台村町205番地12
破産者　ＩＢＳソリューションズ株式会社
代表者代表取締役　中川　要治
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部